

報道関係者 各位

平成26年8月28日
【照会先】
高知労働局 労働基準部健康安全課
課長 掛水 敏光
労働衛生専門官 伊勢田 文久
(直通電話) 088-885-6023

平成26年度全国労働衛生週間の実施について

「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」

平成26年度全国労働衛生週間(主唱者:厚生労働省、中央労働災害防止協会)は、10月1日から10月7日までの本週間、平成26年9月1日から9月30日までの準備期間に

みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理

をスローガンとして、全国で展開されます。(資料番号 1)

1 全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に、昭和25年から毎年実施しているもので、今年で65回目を迎えます。

2 高知労働局における実施事項

高知労働局(局長 伊津野信之)では、この期間中に管内の4労働基準監督署とともに、独立行政法人労働者健康福祉機構高知産業保健総合支援センター(以下「産業保健総合支援センター」という。)、労働災害防止団体等と連携して、健康管理の推進、メンタルヘルス対策、職業性疾病予防対策、受動喫煙防止対策等についての説明会など集中的な周知・啓発活動を実施します。

(1) 9月を「職場の健康診断実施強化月間」として集中的取組

労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、集中的な指導を実施し、健診受診率の向上を図ります。(資料番号2「職場の健康診断実施強化月間」)

(2) メンタルヘルス対策の推進

産業保総合支援センター(メンタルヘルス対策支援、地域産業保健センター)との緊密な

連携を図りながら、各事業場においてメンタルヘルス対策の取組が行われ、労働者がメンタルヘルスケアを受けられるよう指導を行っています。(資料番号3「職場におけるメンタルヘルス対策」)

準備期間中は、産業保健総合支援センター、労働災害防止団体等と連携して、メンタルヘルス対策等についての説明会を開催する等周知・啓発に努めます。(資料番号5「平成26年度労働衛生週間における周知・啓発」)

(3) 9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」として集中的取組

高知労働局においては、「高知労働局第8次粉じん障害防止総合対策5か年計画」(平成25年度～平成29年度)を策定し、粉じん障害防止対策の取組を推進していますが、対象事業場への集中的な指導や説明会の開催等を実施し、粉じん障害防止対策の一層の徹底を図ります。(資料番号4「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」、資料番号5「平成26年度労働衛生週間における周知・啓発」)

(4) 労働衛生週間説明会等を通じた周知・啓発

労働者の健康管理や職場環境改善等についての労働衛生週間説明会等を地区労働基準協会等と連携して開催します。(資料番号5「平成26年度労働衛生週間における周知・啓発」)

添付資料

- | | |
|---------------------------|----------|
| 1 平成26年度全国労働衛生週間実施要綱 | (資料番号 1) |
| 2 職場の健康診断実施強化月間 | (資料番号 2) |
| 3 職場におけるメンタルヘルス対策 | (資料番号 3) |
| 4 粉じん障害防止総合対策推進強化月間 | (資料番号 4) |
| 5 平成26年度労働衛生週間における周知・啓発活動 | (資料番号 5) |

平成 26 年度全国労働衛生週間実施要綱

1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 65 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。我が国における業務上疾病の被災者は長期的には減少してきたものの近年は横ばいとなっており、昨年は 7,310 人と前年から約 6%減少した。一方、一般定期健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合が平成 25 年は 53.0%と職場での健康リスクは依然として存在していることから、労働者の健康確保の観点から、健康診断の実施を徹底し、健診結果に基づく保健指導や事後措置を適切に実施していくことが重要となっている。

我が国の自殺者は平成 25 年は前年から減少して引き続き 3 万人を下回ったが、約 2,300 人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者がいること、精神障害等による労災認定件数が平成 25 年も前年に引き続き 400 人を超えていること等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みは依然として重要な課題となっている。

さらに一昨年には、印刷事業場において化学物質を使用していた労働者に、高い頻度で胆管がんが発生していた事案が判明した。このような化学物質による健康障害等の防止のため、印刷事業場に限らず、化学物質を取り扱うすべての事業場において、安全データシート（SDS）等を通じて入手した危険有害性等の情報に基づくリスクアセスメントやばく露防止対策の実施等、職場における自律的な化学物質管理の徹底が改めて課題となっている。

こうした状況に対応するため、改正労働安全衛生法が平成 26 年 6 月 25 日に公布されたところ、その主な内容は、事業者は、一定の危険性・有害性を有する化学物質のリスクアセスメントを実施すること（平成 28 年 6 月までに施行予定）、事業者は、労働者に対しストレスチェックを実施すること（労働者数 50 人以上の事業場は義務、50 人未満は努力義務）、また、その結果、一定の要件に該当する労働者の申出に応じて医師による面接指導を実施すること（平成 27 年 12 月までに施行予定）、事業者は、事業者及び事業場の実情に応じ適切な受動喫煙防止措置を講じるよう努めること（平成 27 年 6 月までに施行予定）等となっている。

また、平成 25 年度から、平成 29 年度までの 5 か年を計画期間とする第 12 次労働災害防止計画が実施されており、重点とする健康確保・職業性疾病対策として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、具体的な数値目標を設定しているところであり、それらの対策の目標の達成をはじめとしたさらなる健康確保対策等の推進に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保する必要がある。

このような観点から、今年度は、
「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」
をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2. スロ - ガン

「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」

3. 期 間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7. 実施者

各事業場

8. 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) 改正労働安全衛生法を周知する。
- (6) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

なお、震災の影響で事業活動を縮小している事業場等においては、実施事項を絞る、震災により特に影響を受けた事項に重点を置いて点検をするなど自社の状況に応じた取組とすること。また、準備期間中においては夏季の電力需給対策を踏まえて取り組むこと。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。

- ア 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
 - (ア) 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
 - (イ) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - (ウ) 4つのメンタルヘルスケア(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供
 - (エ) 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組みの実施
 - (オ) 自殺予防週間(9月10日~9月16日)等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組みの実施
- イ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - (ア) 時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
 - (イ) 健康管理体制の整備、健康診断の実施等
 - (ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
 - (エ) 小規模事業場における面接指導実施に当たっての産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

ウ 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化

- (ア) 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- (イ) 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- (ウ) 衛生委員会の開催とその活動の活性化
- (エ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- (オ) 現場管理者の職務権限の確立
- (カ) 労働衛生管理に関する規程の点検、整備・充実

エ 作業環境管理の推進

- (ア) 有機溶剤等の有害なガス、蒸気、粉じん、騒音等の有害要因に労働者がさらされる屋内外の作業場及び酸素欠乏危険場所における作業環境測定の実施とその結果の周知並びにその結果に基づく作業環境の改善
- (イ) 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置、遮へい設備等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
- (ウ) 粉じん等健康障害のおそれのある物質を取り扱う作業場所の清掃及び清潔の保持の徹底
- (エ) 換気、採光、照明等の状態の点検及び改善

オ 作業管理の推進

- (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- (イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- (ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

カ 健康管理の推進

労働者の健康確保の推進のため、健康診断及び事後措置の実施の徹底を図る必要があることから、労働衛生週間準備期間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」として位置づけ、以下について重点的に取り組む。

- (ア) 健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
- (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- (エ) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

キ 労働衛生教育の推進

- (ア) 雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

- ク 職場における受動喫煙防止対策の推進
 - (ア) 職場の全面禁煙又は有効な喫煙室の設置による空間分煙等の受動喫煙防止対策の推進
 - (イ) 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育の実施
 - (ウ) 職場の受動喫煙防止対策に関する支援制度（労働衛生コンサルタント等の専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- ケ 粉じん障害防止対策の徹底
 - (ア) 第8次粉じん障害防止総合対策に基づく粉じん障害防止総合対策推進強化月間としての次の事項を重点とした取組みの推進
 - a. アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
 - b. 金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策
 - c. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - d. 離職後の健康管理
 - (イ) 改正粉じん障害防止規則に基づく取組みの推進
- コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

平成25年6月18日付け基発0618第1号にて改訂した新しい腰痛予防対策指針に係る以下の対策を推進すること。

 - (ア) 介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の普及の推進
 - (イ) 腰痛予防に関する労働衛生教育の実施
 - (ウ) 作業標準の策定
 - (エ) 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会の活用
- サ 熱中症予防対策の徹底
 - (ア) 暑さ指数（WBGT値：湿球黒球温度）の活用、自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取、熱中症を考慮した労働衛生管理・労働衛生教育等の取組みの推進
 - (イ) 夏季の電力需給対策を受けた事務所・作業場の室内温度の設定を踏まえた熱中症予防対策の推進
- シ 電離放射線障害防止対策の徹底
- ス 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- セ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- ソ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進

タ 化学物質の管理の推進

- (ア) SDS及びラベルによる化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用
- (イ) 化学物質による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施等を始めとする自律的管理の推進
- (ウ) 作業主任者の選任、人体に及ぼす影響・取扱い上の注意事項等の掲示、漏えい・発散防止等適切な管理の推進
- (エ) 化学物質によるばく露防止のための保護具の着用等の徹底
- (オ) 建設業、製造業における有機溶剤中毒の防止
- (カ) 建設業、製造業等における一酸化炭素中毒の防止
- (キ) ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱に基づくダイオキシン類ばく露防止措置の実施
- (ク) ナノマテリアルに対するばく露防止対策の徹底
- (ケ) 有機溶剤等化学物質を使用する事業場におけるばく露防止対策の徹底

チ 石綿障害予防対策の徹底

- (ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
- (イ) 吹き付け石綿又は石綿含有断熱材等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底
- (ウ) 石綿製品の全面禁止の徹底
- (エ) 離職後の健康管理の推進

ツ 酸素欠乏症等の防止対策の推進

- (ア) 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- (イ) 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

テ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実

ト 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進

ナ 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組みの促進

ニ 職場におけるエイズ問題に関する理解と取組みの促進

ヌ 職場における風しん対策ガイドラインに基づく取組みの促進

ネ 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進

- (ア) 建築物等の解体作業、がれき処理作業や津波で打ち上げられた船舶の解体における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
- (イ) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
- (ウ) 平成24年8月10日付け基発0810第1号に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

職場の健康診断実強化月間

日本再興戦略改訂2014

(平成26年6月24日閣議決定)

- ・テーマの一つとして「国民の「健康寿命」の延伸」
- ・疾病の予防・早期発見を図ることが重要
- ・健診受診率向上が目標として掲げられている

職場の健康診断実強化月間

(9月、労働衛生週間準備期間)

労働安全衛生法に基づき事業者による健康診断及び事後措置の徹底の徹底のために集約的・重点的な指導等実施

《労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置等イメージ図》

定期健康診断の確実実施(法第66条第1項)

小規模事業場での実施率が低い

10人～29人 84.5%

30人～49人 95.7%

「平成22年労働安全衛生基本調査(厚生労働省)」

定期健康診断結果に基づく事後措置等

健康診断の結果、異状所見のあった労働者について
医師からの意見聴取(法第66条の4)

- ・事業者は医師の意見を勘案して作業の転換、労働時間の短縮等就業上の措置(法第66条の5)

医師又は保健による保健指導の徹底
(法第66条の7)努力義務

保健指導：日常生活での指導・健康管理に関する情報の提供、再検査又は精密検査の受診の勧奨・医療機関で治療を受けることの勧奨等

定期健康診断結果に基づく事後措置等

- 一 労働者50人未満の小規模事業場の方が対象
- ・ 県下4地域は地域産業保健センター
- ・ 小規模事業場の事業者、そこで働く人を対象に産業保健サービスを無料提供
- ア 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取
- イ 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導
- ロ メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
- ハ 長時間労働者に対する面接指導
- ニ 個別訪問指導(医師などによる職場巡回)

職場におけるメンタルヘルス対策

《第12次労働災害防止計画における目標》

平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上にする

《職場のメンタルヘルスの現状（全国）》

平成25年中における自殺者の総数は27,283にんで、自殺者数のうち26.7%が勤労者で、「勤務問題」を自殺の原因とする者は約2,300人
精神障害等による労災認定件数は高い水準で推移
平成24年度：475件、平成25年度：436件
メンタルヘルスに取り組んでいる事業場の割合は47.2%（平成24年労働者健康状況調査）

《メンタルヘルス対策の推進》

（事業場における基本的取組事項）

- ・ 衛生委員会での調査審議
 - ・ 事業場内体制の整備
 - ・ 教育研修の実施
 - ・ 職場環境等の把握と改善
 - ・ 不調者の早期発見・適切な対応
 - ・ 職場復帰支援
- 「労働者の心の健康保持増進のための指針」
（平成18年公示第3号）に基づく取組の促進

労働局・労働基準監督者による事業場に対する指導等

- 産業保健総合支援センター
- ・ メンタルヘルス対策についての周知啓発
- ・ メンタルヘルス対策支援
事業者、産業保健担当者等からの相談対応
個別事業場への訪問指導の実施
職場の管理監督者等に対する教育研修の実施
職場復帰支援プログラムの作成支援
- ・ 地域窓口（地域産業保健センター）
メンタルヘルス不調についての相談
労災病院勤労者予防医療センター
- ・ 勤労者こころの電話相談

粉じん障害防止総合対策推進強化月間

第8次粉じん障害防止総合対策5か年計画（平成25年度～29年度）

「高知労働局第8次粉じん障害防止総合対策推進強化5か年計画」を策定し、取組推進

取組の重点事項

- ・ アーク溶接作業、岩石等の裁断作業に係る粉じん障害防止対策
- ・ 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
- ・ ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- ・ 鉄鋼業に係る粉じん障害防止対策
- ・ 離職後の健康管理

「粉じん障害防止総合対策強化月間」(9月)

- ・ 団体等、事業場に対する《関係団体等、事業場における実施事項》の実施についての呼びかけ
- ・ 集中的な指導の実施がセミナー等の開催等周知啓蒙実施



《関係団体等事業場における実施事項》

| 基本的事項 | 関係団体等 | 事業場 |
|------------------|---|---|
| アーク溶接作業、岩石等の裁断作業 | ・ 会員事業場に対する「講ずべき措置」等の周知、自主点検の援助 ・ 講習会、セミナーの開催 ・ 月間中のパトロールの実施 | ・ 取組の自主点検の実施 ・ 「粉じんの対策の日」の設定 ・ じん肺健診の実施 ・ 健康管理教育、特別教育の実施 |
| 金属等の研磨作業、鉄鋼業 | ・ 24年4月施行の改正粉じん規則等に基づく措置の周知 ・ セミナー等の実施 ・ 特別教育等での指導 | ・ アーク溶接作業が粉じん作業であり、有効な呼吸用保護具の使用が必要であることの掲示 ・ 局排、プッシュプル型換気装置の設置 ・ 呼吸用保護具の着用の徹底 ・ たい積粉じん対策の推進 |
| ずい道等建設工事 | ・ セミナー等の実施 ・ 特別教育等での指導 | ・ 局排、プッシュプル型換気装置の設置 ・ 局排等の検査、点検の実施 ・ 作業環境測定の実施 ・ 呼吸用保護具の着用の徹底 ・ たい積粉じん対策の推進 |
| 離職後の健康管理 | ・ 「ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の周知 ・ 「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」の周知 ・ 特別教育の受講確認 | ・ 「ガイドライン」に基づく対策の徹底 ・ 粉じん発生に係る措置の実施 ・ 換気装置等による換気の実施等 ・ 粉じん濃度測定の実施 ・ 呼吸用保護具(電動ファン付呼吸用保護具)の使用 |

労働衛生週間説明会等を通じた周知・啓発

1 全国労働衛生週間説明会の開催について

高知県内の各労働基準監督署において、事業場を対象に各地区労働基準協会と合同で全国労働衛生週間説明会を次のとおり開催することとしていますので、是非ご来場ください(無料です)。

説明会日程

高知労働基準監督署・高知労働基準協会

| 日 程 | 時 間 | 場 所 |
|----------------|---------|-----------------|
| 平成26年 9月 8日(月) | 13時30分～ | 本山町プラチナセンター |
| 平成26年 9月 9日(火) | 13時30分～ | いの町枝川コミュニティセンター |
| 平成26年 9月10日(水) | 13時30分～ | 南国市保健福祉センター |
| 平成26年 9月11日(木) | 13時30分～ | 高新文化ホール |

須崎労働基準監督署・須崎労働基準協会

| 日 程 | 時 間 | 場 所 |
|----------------|---------|-------------|
| 平成26年 9月 3日(水) | 13時30分～ | 窪川四万十会館 |
| 平成26年 9月 4日(木) | 13時30分～ | 佐川町総合文化センター |
| 平成26年 9月 5日(金) | 13時30分～ | 須崎市立市民文化会館 |

四万十労働基準監督署・四万十労働基準協会

| 日 程 | 時 間 | 場 所 |
|----------------|---------|---------------|
| 平成26年 9月10日(水) | 13時30分～ | 土佐清水商工会議所 |
| 平成26年 9月11日(木) | 13時30分～ | 宿毛市総合社会福祉センター |
| 平成26年 9月12日(金) | 13時30分～ | 中村地区建設協同組合会館 |

安芸労働基準監督署・安芸労働基準協会

| 日 程 | 時 間 | 場 所 |
|----------------|---------|-------------|
| 平成26年 9月 1日(月) | 13時30分～ | 室戸市保健福祉センター |
| 平成26年 9月 2日(火) | 13時30分～ | 田野町ふれあいセンター |
| 平成26年 9月 3日(水) | 13時30分～ | 安芸市民会館 |
| 平成26年 9月 4日(木) | 13時30分～ | 野市町ふれあいセンター |

2 全国労働衛生週間に行われる大会

第48回 高知県産業安全衛生大会 【主催者：高知県労働災害防止団体協議会】

日時・場所 平成26年10月 1日(水)13時00分～ 高知県立県民文化ホール
プログラム 安全衛生表彰、特別講演他

全国労働衛生週間の具体的な取組み等についてのお問い合わせは、
高知労働局労働基準部健康安全課(088-885-6023)までお願いいたします。

第65回 全国労働衛生週間

10月1日～7日（準備期間：9月1日～30日）

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。

10月1日～7日を本週間、9月1日～30日を準備期間として、それぞれの職場での安全衛生についての見回りやスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

＜スローガン＞

みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理

平成26年度のスローガンは、近年、過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調などの健康問題が重要な課題となっていること、また労働者の健康確保の観点から健康診断の実施の徹底、健診結果に基づく事後措置などの適切な実施が重要となっていることから、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の健康が確保された職場の実現を目指すことを表しています。513点の応募作品の中から決定しました。

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

日ごろの労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図りましょう。

- | | |
|---|--|
| ア 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進 | セ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底 |
| イ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進 | ソ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進 |
| ウ 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化 | タ 化学物質の管理の推進 |
| エ 作業環境管理の推進 | チ 石綿障害予防対策の徹底 |
| オ 作業管理の推進 | ツ 酸素欠乏症等の防止対策の推進 |
| カ 健康管理の推進 | テ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実 |
| キ 労働衛生教育の推進 | ト 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進 |
| ク 職場における受動喫煙防止対策の推進 | ナ 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組みの促進 |
| ケ 粉じん障害防止対策の徹底 | ニ 職場におけるエイズ問題に関する理解と取組みの促進 |
| コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 | ヌ 職場における風しん対策ガイドラインに基づく取組みの促進 |
| サ 熱中症予防対策の徹底 | ネ 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進 |
| シ 電離放射線障害防止対策の徹底 | |
| ス 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底 | |

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

主な取組事項・支援体制

健康診断の実施の徹底、健診結果に基づく保健指導など、労働者の健康管理を進めてください。



※各年の業務上疾病発生状況、定期健康診断結果報告などに関する統計結果を公表しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html>

メンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策に関する指針などを掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

こころの耳

厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図っています。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

携帯サイト
(QRコード)



産業保健総合支援センター・地域窓口

- 産業保健総合支援センター
産業医などの産業保健スタッフへの専門的相談、研修などを実施しています。
<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>
- 産業保健総合支援センターの地域窓口
労働者数が50人未満の小規模事業場で働く人などを対象に、健康相談の実施などの産業保健サービスを提供しています。

第8次粉じん障害防止総合対策

平成25年度～29年度までの5年間、第8次粉じん障害防止総合対策を推進します。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/0309-1.html>

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

腰痛予防対策

休業4日以上の職業性疾病のうち、6割を占める職場での腰痛。社会福祉施設での腰痛発生件数が大幅に増加しているため、昨年度に指針を改定し、適用範囲を福祉・医療分野などに広げるとともに、腰に負担の少ない介護介助法を加えました。また、指針に基づく腰痛予防講習会を実施しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>
http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html

熱中症予防対策

9月も気温が高いと予想されるため、通知(平成26年5月29日付 基安発0529第1号)に基づいた職場での熱中症対策を推進してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000047141.html>

化学物質管理

事業場における適正な化学物質管理の実施を促進するため、SDS(安全データシート)をリスクアセスメントにどのように活用するのにか等に関する、事業者からの相談窓口を開設しました。

TEL : 03-6231-0133

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei03.html>

第12次労働災害防止計画

厚生労働省では、産業構造や社会情勢の変化などに対応し、労働者の安全と健康を確保するため、平成25年～29年の5年間を対象とする「第12次労働災害防止計画」を実施しています。

全体目標として、平成29年までに、労働災害による死亡者数、死傷者数(休業4日以上)とも15%(平成24年比)以上減少させることを掲げました。

また、「重点とする健康確保・職業性疾病対策」として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、個別に期間中の目標を設定しています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei21/index.html

高知県産業安全衛生大会

ご案内

平成26年度(第48回)高知県産業安全衛生大会を下記のとおり開催いたしますので、万障お繰り合わせの上、ご参加下さいますようご案内申し上げます。

主催/高知県労働災害防止団体協議会
後援/高知労働局

入場
無料

日時 平成26年10月1日(水)

ところ 高知県民文化ホール(グリーンホール) 高知市本町4丁目3-30
開場(受付開始)12:30~

| | | |
|-----|-------------|--|
| 第1部 | 13:00~13:55 | 開会式・表彰式 |
| | 1. 開会の辞 | 高知県労働災害防止団体協議会長 |
| | 2. 挨拶 | 高知労働局長表彰 |
| | 3. 表彰式 | 高知県労働災害防止団体協議会長表彰 高知労働基準協会会長表彰 |
| | | 4. 祝辞 |
| | | 5. 受賞者代表謝辞 |
| | | 6. 大会宣言 |
| 第2部 | 14:00~14:30 | 特別講演 たばこの煙のない職場 |
| | | 講師 門田労働衛生コンサルタント事務所 所長 門田 義彦氏 |
| | 14:30~15:30 | 特別講演 労働災害発生のしくみと多重防護 |
| | | 講師 中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター 能田 清隆氏 |
| 第3部 | 15:30~16:00 | お楽しみ抽選会 |

キリトリ線

高知県産業安全衛生大会 参加申込書

| 事業場名 | 所在地 | 参加人数 | 備考 |
|------|-----|------|----|
| | | 人 | |

平成26年 月 日
高知県労働災害防止団体協議会事務局 行
高知市桜井町2丁目6番31号 コーポNOR(ノア)1F

(一社)高知県労働基準協会連合会内
FAX 088-861-5567